# 北本市デマンドバス実証運行

# 提案募集仕様書(案)

平成22年1月

北本市地域公共交通活性化協議会

# 目 次

1	実証運行委託業務の概	要
	大叫走口 女叩未幼ツバ	عجالة

- 2,委託業務の目的
- 3. 委託業務の内容
- 4. 業務スケジュール
- 5. 提出書類
- 6. 提出期限
- 7. 審査
- 8. 失格の条件
- 9. 質問に関する事項について
- 10. その他
- 11. 問い合わせ・提出先

#### 1. 実証運行委託業務の概要

#### (1)業務名

北本市デマンドバス実証運行業務

#### (2)業務履行期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

# (3) 運行方法

デマンド方式によるバス運行

# (4) 予約受付

電話予約受付、配車等車両管理

# (5) 運賃収入

運賃収入については、デマンドバス運行事業者の収入とし、委託契約金額から当該運賃収入を差し引いて支払うものとする。

#### (6) 委託料の支払

委託料の支払いについては、契約額を運行月数で割った月毎の概算運行経費を設定し、その概算運行経費から運賃収入を差し引いた額を、毎月委託料として支払うものとする。

# 2. 委託業務の目的

北本市地域公共交通総合連携計画に基づいたデマンド方式によるバスの実証運行を実施することを目的とする。

#### 3. 委託業務の内容

#### (1)運輸局への事業申請

実証運行に必要な運輸局への事業申請を行い、認可を受ける。 (道路運送法第4条区域運行の許可において実証運行を実施する。)

# ≪参考≫

該当する	事業認可	実証運行時の申請条項	許可申請に必
事業	サ未心り	第4条	要となる期間
・路線バス	一般乗合旅客	事業計画変更の許可申請	概ね1ヶ月
	自動車運送事業	(区域運行)	199.14日7月
・貸切バス	一般貸切旅客	事業の許可申請	2ヶ月を目途
	自動車運送事業	(区域運行)	とり月を日述

#### (2) デマンド方式による運行

#### ア デマンド方式による実証運行に使用する車両の提供

#### ○実証運行車両

#### ワンボックスタイプ 2台

道路運送法上において提供車両は、有償運行を実施するため、営業車である必要がある (緑ナンバー)。なお、福祉や介護用に座席を改造し車椅子等のスペースを確保している 車両については乗合事業目的に適さないため提供対象車両からは除くものとする。ただし、 座席が回転し乗り降りの補助を行う機器のついている車両は対象とするものとする。

#### ○運行車両台数

平日 2台 休日 1台 とする。

※休日は、日曜日、祝日及び12月29日~1月3日までの期間とする。

# イ 運転手の手配

実証運行は、2台の車両で実施するため、当該車両を運行する運転手を配置する。

#### ウ 運行期間

平成22年4月5日(月)から平成23年3月31日(木)まで

#### 工 運行時間

午前8時から午後6時まで(目的地に8時30分到着から出発地から5時30分発まで) ※ 当日1時間前までの予約運行を実施する。

#### オ サービス方式

ドア・ツー・ドアサービス

(利用者登録された方の自宅等と駅、病院等の目的地間の輸送)

#### カ 運行エリア

市内全域

#### 丰 運賃

300円(平日100人/1日、休日40人/1日を想定)

- 〇身体障害者手帳、障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、要介護認定を受けている方は半額とする。また、介助者についても半額とする。
- ○小学生は半額、小学生未満は無料とする。

# ク アンケート

今回実施する実証運行は、利用者の需要調査等を行うことも目的としているため、利用者へのアンケートを実施する。当該アンケート実施の際に、運行車両中において、本市が準備する利用者へのアンケート用紙の配布、回収を行う。

#### (3) 予約受付、車両管理等

ア デマンドシステムを活用した予約受付

北本市から提供するデマンドシステムを運用し、予約受付、問合せ等への対応、配車管理を行う。

イ オペレーターの手配

デマンドシステムを使用し利用者から電話予約受付を行うためオペレーターを置く。 オペレーターは、必要に応じデマンドシステムを活用し配車指示または利用者からの問合 せ等について対応する。なお、オペレーターについては、本業務に対する専属性は求めないものとする。

※ 運行事業者が複数社となる可能性もあり、配車指示等的確に行える体制の整備を行う。

#### ウ専用電話回線

電話予約受付等に必要となる専用電話回線を設置する。

※ 基本料金、通話料金等の専用電話回線に係る費用は全て受託者の負担とする。

#### 工 通信設備

本市で提供するデマンドシステムは、インターネット回線を使用するため、以下のインターネット環境の整備及びインターネットに接続できるパソコンを準備すること。

■OS : Windows XP Service Pack 2以上、VISTA、7

■ネット回線 : 光回線

■ウイルスソフト : McAfee 以外

■必須コンポーネント: Windows インストーラ 3.1 . NET Framework 3.5

※ デマンドシステムに接続するためのインターネット回線使用料及びパソコンに関する費用は全て受託者の負担とする。

#### 才 予約受付期間

平成22年4月1日(木)から平成23年3月31日(木)まで

#### 力 予約受付時間

午前8時から午後6時まで

#### (4) 運行記録の報告

利用者数、料金、走行距離等の運行記録に関する日報を作成し提出する。

# 4. 業務スケジュール

平成22年 3月 下旬 運行者及びオペレーター説明会(2回程度を想定)

4月 初旬 実証運行実施

随時 利用者アンケート実施

平成23年 3月31日 実証運行終了

※ 北本市への記録報告については、1ヶ月毎に速やかに行うこととする。

#### 5. 提出書類

(1) 本業務の企画提案書(別紙様式により提出)

提供重面

受付体制

運行上の安全対策・交通事故等のトラブル対策 デマンド交通に対する考え方

(2) 会社概要(A4版様式任意)

会社名、本社所在地及び相当する支社等がある場合にはその所在地 業務内容、担当者の連絡先、本市内にある営業所等の所在地または本市内に営業所がない 場合の新設予定地及び時期、その他参考となる事項の記載されたもの

- (3) 運行体制(A4版様式任意) 本業務の運転手及び主担当者の経歴
- (4) 運行実績(A4版様式任意) バス運行事業に関する運行実績
- (5) 見積書(様式任意)

#### 6. 提出期限

(1)提出期限 平成22年1月25日(月) 正午厳守

(2)提出場所

北本市役所総合政策部政策推進課政策推進担当へ直接提出

(3)提出部数

企画提案書 原本1部及び社名を記入しないもの9部

会社概要 1部

運 行 体 制 原本 1 部及び社名を記入しないもの 9 部 運 行 実 績 原本 1 部及び社名を記入しないもの 9 部

見 積 書 1部

(4)質疑応答

提出された提案書について、以下のとおりヒアリングを実施する。なお、時間については、後日連絡することとする。

日 時 平成22年2月9日(火)

場 所 北本市役所第2委員会室

#### 7. 審查

(1)審査の方法

審査の方法は、別に定める。

基本的な考え方

提案された企画内容について「提案の具体性・実効性」「体制、実績、経費の妥当性」 等を審査し、その結果を北本市地域公共交通活性化協議会に報告のうえ、事業者を選定する。

(2)審査結果の通知

審査結果は、文書にて提案者に通知する。

#### 8. 失格の条件

- (1)提出期限に遅れたとき
- (2) 当該仕様書の要件を満たさないとき、または、企画提案書に虚偽の記載があったとき
- (3) その他、契約を履行することが困難と認められる状態に至ったとき

#### 9. 質問に関する事項について

提案作成にあたり要件・仕様について質問がある場合には、以下の要領に従い、電子メール又はFAXで行うこと。

(1)質問期限 : 平成22年1月20日(水) 正午厳守

(2) タイトル:「(質問) 北本市デマンドバス実証運行業務について」

(3) 質問書様式 :電子メールの場合は、ワード文書による添付ファイルとする。

(4)記載事項 :質問添付ファイルのほかに下記の質問者の情報を記載すること。

会社名・担当者名・電話番号・E-mail アドレス・FAX番号

\*質問期限後の質問、電話での質問、または提案募集仕様書に従わない質問については受け付けない。なお質問内容・回答は全社に通知する。(軽微なものは除く。)

# 10. その他

- (1)企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、審査結果について異議を申し立てることはできない。また、提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案の内容について、必要に応じて公表する場合がある。
- (4) 提出の辞退は自由であり、辞退しても不利益な取り扱いはしない。

# 11. 問い合わせ・提出先

〒364-8633 埼玉県北本市本町 1-111

北本市役所 総合政策部 政策推進課 政策推進担当

電 話:048-591-1111(内線2602)

FAX: 048-592-5997

E-mail: a02200@city.kitamoto.lg.jp

以上